

公安委員会

警察法施行規則の一部を

平成31年4月18日

説明資料No. 1

改正する内閣府令案等について

長官官房
警備局

1 警察法施行規則の一部改正（皇宮警察本部護衛部各課の所掌事務の見直し）

- 上皇及び上皇后の護衛に関する事務をつかさどる上皇護衛課を設置
- 皇子の護衛に関する事務を護衛第一課の所掌事務に追加

2 警衛要則の一部改正

- 上皇、上皇后及び皇嗣の警衛措置については、それぞれ、天皇、皇太后及び皇太子の例によることを規定
- お成りの場合の警衛措置を強化

3 施行期日

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日（平成31年4月30日）
の翌日

公安委員会 説明資料No. 2	国家公安委員会委員長に対する 審査請求に関する情報公開・個人 情報保護審査会への諮問について	平成31年4月18日 長 官 官 房

1 趣旨

昨年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今般、初めてのギャンブル等依存症対策推進基本計画を閣議決定しようとするもの。

2 概要

ギャンブル等依存症対策について、基本的考え方等を定め、以下の7項目に分けて、取り組むべき具体的施策を整理したうえで計画として策定。(括弧内はぱちんこ及び警察関連の主な施策。)

I 関係事業者の取組

(ぱちんこにおける広告・宣伝に係る取組、アクセス制限・施設内の取組等)

II 相談・治療・回復支援

(ぱちんこにおける民間団体等に対する経済的支援)

III 予防教育・普及啓発

IV 依存症対策の基盤整備

(連携協力体制の構築)

V 調査研究

VI 実態調査

(ぱちんこへの依存問題の実態把握)

VII 多重債務問題等への取組

(違法に行われるギャンブル等の取締りの強化)

3 今後の予定

4月19日 ギャンブル等依存症対策推進本部決定・閣議決定

5月14～20日 ギャンブル等依存症対策問題啓発週間

公安委員会	高齢運転者交通事故防止対策に関する	平成31年4月18日
説明資料No. 4	有識者会議の分科会の検討状況について	交 通 局

1 分科会の検討状況

- (1) 平成28年11月の内閣総理大臣指示を受け、警察庁では、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」を開催し、平成29年6月、「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」を取りまとめ。
- (2) 有識者会議の提言及び「高齢運転者による交通事故防止対策について」（平成29年7月交通対策本部決定）で示された事項について、有識者会議の下に3つの分科会を開催し、検討。平成30年度までの検討状況について、各分科会ごとに報告書を作成。

（報告書の概要）

- 認知機能と安全運転の関係に関する調査研究
 - ・ 運転シミュレーターの走行実験では、認知症の者で完走したものが少ないなど、認知症の者が安全に運転することができるというデータは得られなかった。一方で、認知症に至らない者の中にも運転リスクが高い者が存在した。
- 視野と安全運転の関係に関する調査研究
 - ・ 高齢者講習に新たな視野検査器を導入することは可能であるが、一律に導入することについては、汎用品がないなどの課題があり、現時点では慎重な検討を要する。
- 高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究
 - ・ 実車試験については、運転リスクが特に高い者をどのような基準で判断するのか、高齢運転者の負担も考慮し、その他の講習等を簡素化できるのか等の観点から、引き続き検討する必要。
 - ・ 限定条件付免許については、限定条件の内容について、交通事故抑止効果や社会的ニーズ等を踏まえつつ、引き続き検討する必要。

2 今後の方針

これまでの調査研究結果を踏まえ、平成31年度は新たに「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究」分科会（仮称）を開催し、引き続き、検討。

（主な調査研究事項）

- 実車走行実験の実施
- 高齢者講習等の内容の検討
- 先進安全技術の現状に関する調査